

珠洲市

令和6年 能登半島地震で 被災された市民の皆さまへ

主な支援制度

2024年2月13日発行

第2版

記載している内容は発行時 点のものです。制度改正 などにより、支援内容が 変更となる場合があります。











☎ 電話

動 新しい情報

● 更新情報



住宅

税金

公的な支払い

02新石川県義援金(第一次分配)



①全住民一律 5万円

申請方法など詳細が決まり次第お知らせします 義援金配分委員会事務局(石川県) **7** 076-225-1412

■り災証明書の発行 [8:30~18:30]

珠洲市民図書館

[交付可能地区]

宝立地区(善野、小屋、大町、泥ノ木を除く)

- 正院地区(飯塚、岡田の一部を除く)
- 三崎地区、 蛸島地区、上戸地区
- ※津波の被害で調査できていない建物があります。そ のような建物は、り災証明書が発行できませんので、 事前に珠洲市役所税務課(☎82-7735)へ発行の可 否をご確認ください。
- ■各種支援制度の手続き[8:30~18:30] 被災者支援総合窓口(珠洲市役所1階)

災害弔慰金·災害障害見舞金 01



災害弔慰金

対象	条件	
令和6年能登半島地震により死亡された	死亡された方が 生計維持者	500万円
方の遺族 (配偶者・子、父母、孫、 祖父母、兄弟姉妹)	死亡された方が その他の方	250万円

災害障害見舞金

対象	条件	
令和6年能登半島地 震により重度の障害 を受けた方	生計維持者	250万円
(両目失明、要常時介 護、両上肢ひじ関節以 上切断等)	その他の方	125万円

申請方法など詳細が決まり次第お知らせします。

危機管理室 ☎ 0768-82-2222 問合せ

②人的•住家被害

区分	対象	金額
死者 行方不明者	住民登録があり、 死亡した事実が 死亡診断書等に より証明された 方(災害関連死 含む)	20万円/人
重傷者	1か月以上の治 療を要する負傷 を負った方	10万円/人
全壊		20万円/世帯
大規模半壊	り災証明書で左 記の認定がされ た世帯	15万円/世帯
中規模半壊		10万円/世帯
半壊		5万円/世帯

申請方法 被災者支援総合窓口(珠洲市役所1階) や郵送で申請できます。

- ※被災者生活再建支援金を申請済み の方は申請不要です。
- ※②の人的被害と住家被害は重複して 申請できます。

危機管理室 ☎ 0768-82-2222 問合せ

このパンフレットに掲載できていない支援制度につい ては、詳細が決まり次第お知らせします。

[例] ・高齢者等世帯への追加支援(最大300万円)

•車購入支援(50万円/世帯)

03 更被災者生活再建支援金



住宅の被害程度に応じて支援金を支給します。

支給額

問合せ

全壊	150万円~300万円
大規模半壊	100万円~250万円
中規模半壊	25万円~100万円
半壊	25万円~100万円

※1人世帯の場合は3/4の金額を支給。

※住宅の再建方法により支給 額が変わります。

危機管理室 ☎ 0768-82-2222



04 緊急の生活費の貸付



当面の生活費を貸し付けます。(返済が必要)

対象 令和 6 年能登半島地震により被災し、当

面の生活費を必要とする世帯

期間 据置期間:1年以内

償還期間:2年以内

貸付額 1世帯10万円(状況により20万円)

問合せ 市社会福祉協議会 ☎ 080-1332-1332

05 🗷 緊急修理費用の補助



住宅にブルーシートを張る費用を補助します。 ※DIYやボランティア、空き家、納屋、車庫等は対象外

修理期限 2024年3月31日(日)までに完了

限度額 1世帯5万円まで

申請 修理費用を支払う前に申請





06 応急修理費用の補助



元の住宅に引き続き住むために、生活に必要不可欠な部分を応急修理する費用を補助します。

対象 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・

準半壊した世帯

修理期限 2024年12月31日(火)までに完了

限度額 全壊·大規模半壊·中規模半壊·半壊:

706,000円

準半壊:343,000円

申請事前に申込書や必要書類を

下記まで提出して下さい

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7756

07 新家屋等の公費解体(仮受付)



被災した家屋等を、申請に基づき珠洲市が所有者 に代わって解体・撤去します。(仮受付)

対象 全壊~半壊と判定された家屋等

場所 被災者支援総合窓口(市役所1階)

間合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7743



08 更 災害ごみの仮置場



場所 鉢ケ崎海水浴場 山側駐車場

時間 9時~15時

2月17日(土)から「狼煙漁港」内に仮置場

時間 9時30分~15時

閉場日 毎週 火・水曜日

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7743

09 新応急仮設住宅(2次募集)



対象 住居の全壊などで住宅の確保が困

難な方

募集期間 2024年2月20日(火)まで

(3次募集も予定しています)

入居期間 完成後~2年以内

経費 光熱費等

申請 被災者支援総合窓口(市役所1階)

(電子申請もできます。)

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7756

10 応急仮設住宅(みなし)



条件を満たす賃貸型応急住宅に住む場合、家賃・ 共益費などの経費を市や県が負担します。

対象 住居の全壊などで住宅の確保が困

難な方

入居期間 入居日~2年以内

対象経費 家賃·共益費·礼金·仲介手数料など

(上限あり)

申請 物件(賃貸)のある市町に相談

問合せ 石川県宅地建物取引業協会

7 076-291-2255

全日本不動産協会石川県本部

5 076-280-6223

全国賃貸住宅経営者

協会連合会金沢支部 ☎ 0120-27-1000 (接続番号388006)

11 公営住宅



被災者の方に、公営住宅を提供します。

対象 住居の全壊などで住宅の確保が困

難な方

入居期間 入居日~原則1年

料金 共益費、自治会費、電気ガス水道料

等は入居者が負担(家賃・敷金・駐車

場使用料は無料)

申請 環境建設課に相談

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7756

12 東市民税の減免



令和5年度の市民税のうち、災害の日以後に到来する納期に係る税額が軽減または免除されます。

対象 災害により次の事由に該当する方

●死亡された方 ●生活保護法の規定 による生活扶助を受けることとなった方

●障害者となった方 ●自己所有(同一生計配偶者又は扶養親族含む。)の住家が中規模半壊以上の損壊を受けた方で、

前年中の合計所得が1,000万円以下の方。

申請 減免申請書を提出

5 🔳

問合せ 税務課 ☎ 0768-82-7735

13 水道·下水道料金



11・12月利用分の請求を当面の間延期します。 1月以降については、水道・下水道が復旧し、使用開始手続きを行うまで使用料金 は発生しません。

問合せ 環境建設課 ☎ 0768-82-7781

14 軽自動車の課税保留



地震の影響で使用できない軽自動車は、課税を一 時的に停止することができます。

対象 被災した軽自動車

申請 申立書を提出

問合せ 税務課 ☎ 0768-82-7735

※軽自動車以外は、県庁税務課にお問合せください。☎ 076-225-1273

5 国民健康保険税の減免



内容(り災証明書の判	定結果)
全壊	全額免除
準半壊 ~ 大規模半壊	半額免除

問合せ 市民課 ☎ 0768-82-7741



16 後期高齢者医療保険料の ____ 減免___



内容(り災証明書の判定結果)	
全壊	全額免除
半壊 ~ 大規模半壊	半額免除

問合せ 市民課 ☎ 0768-82-7741



17更介護保険料の減免



対象 介護保険第1号被保険者(65歳以上)

内容(り災証明書の判	定結果)
全壊	全額免除
準半壊 ~ 大規模半壊	半額免除

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7749



18 医療機関等の窓口支払い免除 (国民健康保険·後期高齢者 医療保険)



医療機関等の窓口で申告すると、窓口負担の支払いが不要になります。

対象 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計 維持者が死亡された方など

期間 2024年4月30日(火)まで

申請 医療機関等の窓口で対象者であることを申

告(後日、申請が必要です。)

問合せ 市民課 ☎ 0768-82-7741

19 障害福祉サービス等に係る 利用料の減免



減免の詳細は、決まり次第お知らせします。

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7748

20 更介護サービス利用料の免除



介護サービスの窓口で申告すると、利用料の支払 いが不要になります。

対象 ●全半壊、全半焼、床上浸水等

●生計維持者が死亡・重篤な疾病、行方 不明、業務廃止・休止、失職・収入が ない

期間 令和6年4月30日まで

間合せ 福祉課 2 0768-82-7749



21 児童扶養手当の支給額増額



所得制限が解除され、全部支給となる特例措置を 受けられる場合があります。

対象 住宅・家財等の財産の概ね1/2以上の損

害を受けた方で次に該当する方

●母または父のうち、本人の所得制限により、一部支給または全部停止

●受給者である養育者、扶養義務者、

所得税法上の控除対象配偶者

期間 被災した月~翌年10月分

申請り災証明書・児童扶養手当被災状況書・

児童扶養手当証書を持参し窓口へ

問合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7747

22 保育料の減免



保育料·保育園給食費·延長保育料を減免します。 対象 住宅·家財が被災し、児童がいる世帯

期間 2025年3月31日(月)まで

免除額

 全壊・全焼
 全額

 半壊・半焼
 半額



間合せ 福祉課 ☎ 0768-82-7747

23 農林水産相談窓口



対象 災害の影響を受けた農林漁業者 駅

問合せ [農業・畜産・林業]

石川奥能登農林総合事務所企画調整室

2 0768-26-2322

※収入保険の保険料支払期限の延長・補填金の 支払いは、石川県農業共済組合 **25** 076-239-3111 「漁業]

石川県漁業協同組合 🗗 076-234-8815

24分なりわい再建支援事業



壊れた施設・設備の修繕や倒壊した施設の建て替えを支援します。

対象経費 工場、店舗などの施設、生産機械など

の設備の復旧に関する費用など

補助上限 15億円(一部5億円まで定額補助)

※定額補助には要件あり

補助率 中小企業・小規模事業者 3/4

中堅企業 1/2

申請 公募期間など、詳細が決まり次第お知

らせします。

問合せ 石川県商工労働部経営支援課

7 076-225-1525

25 雇用調整助成金の特例措置



対象 地震に伴う経済上の理由により休業、

教育訓練又は出向を行う事業主

(最近1か月の生産指標が前年同期より

10%以上減少)

期間 休業または出向の初日が2024年1月

1日(月)~6月30日(日)

助成率 大企業 1/2 → 2/3

中小企業 2/3 → 4/5

申請 下記に相談の上、申請

問合せ 石川県労働局 職業安定部職業安定課

2 076-265-4428

雇用調整助成金コールセンター

7 0120-603-999

26 雇用保険の基本手当の 特例措置



災害により休業した場合や一時的に離職した場合、 雇用保険の基本手当を支給します。

対象 被災した地域内の事業所で

勤務していた方

申請 下記に相談の上、申請

問合せ 石川県労働局

職業安定部職業安定課☎ 076-265-4428

LINE

LINEで最新の情報を発信

珠洲市の公式LINEアカウントでは、 最新の支援情報や防災情報を発信 していますのでぜひご登録ください。

